

遅延加算金のダイレクトメール送付対象者について

22. 5. 20

1 遅延加算金に関する国民への周知について

- (1) 広く一般の方を対象とした周知
- ①ホームページによる周知〔厚生労働省、年金機構〕(本年4月30日)
 - ②政府広報についても今後依頼
- (2) 遅延加算金の対象者全般を対象とした周知
- 年金振込通知書を活用したお知らせ(来年6月)
 - ・時効特例給付を受けた方向けに遅延加算金のお知らせを記載
- (3) 一定の要件を満たす遅延加算金の対象者への個別の周知
- 遅延加算金のダイレクトメールによるお知らせ(本年10月以降)
 - ・加算金額を含め、予め必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件の方に発送

2 ダイレクトメールの送付対象者の御議論に当たっての基礎データ

- (1) 遅延加算金の請求が必要な方
約45万人(遅延加算金法の公布より前に時効特例給付を受けていた方)
- (2) お知らせ一人当たりコストの粗い試算
- | | |
|---------------|------|
| 印刷代 | 120円 |
| 封入封緘及び発送作業費用 | 30円 |
| 郵便代(返信用費用を含む) | 170円 |
| 計 | 320円 |
- (3) 遅延加算金要請求者における加算金額の分布(粗い推計)
(別紙1)参照

3 ダイレクトメールの送付対象者案

【A案】 加算金が500円以上の方に送付

- ・ 1人あたりのお知らせコストを上回る方に対して、出来るだけ幅広く送付
- ・ 対象者の93% (約42万人)、必要経費 約1.3億円
(内訳 45万人×0.93×320円=13,392万円)

【B案】 加算金が1,000円以上の方に送付

- ・ 1人あたりのお知らせコストを上回る方に対して費用対効果を踏まえ、幅広く送付
- ・ 対象者の88% (約40万人)、必要経費 約1.3億円
(内訳 45万人×0.88×320円=12,672万円)

【C案】 加算金が5,000円以上の方に送付

- ・ 一定程度の加算金額となる方に対し、特に申請漏れを防いでいただくため送付
- ・ 対象者の65% (約29万人)、必要経費 約0.9億円
(内訳 45万人×0.65×320円=9,360万円)

【D案】 加算金が10,000円以上の方に送付

- ・ 加算金額が高額となる方に対し、特に申請漏れを防いでいただくため送付
- ・ 対象者の47% (約21万人)、必要経費 約0.7億円
(内訳 45万人×0.47×320円=6,768万円)

遅延加算金要請求者(約45万人)における加算金額の分布(粗い推計)

想定遅延加算金額	想定遅延加算対象者数	
¥1～¥499	3.2万人	7%
¥500～¥999	2.2万人	5%
¥1,000～¥4,999	10.3万人	23%
¥5,000～¥9,999	8.1万人	18%
¥10,000～¥30,000	6.8万人	15%
¥30,000～	14.4万人	32%

45万人

- (注1) 遅延加算金要請求者とは、平成19年7月から平成21年4月までに時効特例給付をお支払いした方(約45万件と推計)。
- (注2) 平成20年5月から平成21年4月まで時効特例給付をお支払いした方の約36万人の時効特例給付の金額分布を基に遅延加算金要請求者(約45万人)の加算金額の分布を推計。

(別紙2)

遅延加算金の支給開始について

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(遅延加算金法)が本年4月30日から施行され、5月14日に第1回の支給が行われました。

遅延加算金は、対象となる方に応じて次のように支給されます。

